

～ お 知 ら せ ～

治療用装具『靴型装具』を申請する際は 装具画像を添付してください

平成30年4月1日以降の申請の際には、給付の適正化のため
画像の添付が必要となりました。

申請に必要な書類

- 療養費支給申請書（治療用装具）
- 医師の意見書・装具装着証明書
- 領収書（内訳が記載されているもの）
- 装具の画像（「画像貼付台紙※」に貼付または印刷します）

※「画像貼付台紙」は全板国保ホームページ「申請書ダウンロード」
から取得してください。

撮影方法について

- 右図【画像撮影イメージ】のように装具
全体を撮影します。
- 撮影者は装具業者、家族を問いません。

【画像撮影イメージ】

